

第17号 ごみ減量トレンドイ

ペットボトルのラベルは
必ずはがしてください！



キャップをはずして…



ラベルをはがします！



キャップとラベルは燃えるごみ



ペットボトルは、つぶして収集日に出します！



どうしてラベルをはがすの？

- ・ペットボトルとラベルの素材が薄くなり、機械でのはく離が困難になりました。
- ・ラベルが付いたまま出されたものは、全て清掃センターの作業員が手作業ではがすことになりますが、膨大な量のため作業が追いついていません。

平成27年度のごみ処理量 38, 675トン

平成28年度のごみ処理量 36, 075トン（前年比 約6. 7%減）

粗大ごみを清掃センターまで運べない・・・

粗大ごみの有料戸別収集をご利用ください！



平成28年4月1日より、市内すべての一般家庭を対象に、有料の粗大ごみ戸別収集を始めました。

事前に電話等で申込み、粗大ごみを玄関先や1階の出入り口付近等に出しておくことで、収集日にご不在の場合でも収集します。

手数料

1回につき 2,000 円

申し込み

055-971-8997

収集対象

- ・集積所や拠点回収場所に出せない最大辺又は径が30cmを超えるごみ
- ・集積所や拠点回収場所に出せない最大辺又は径が50cmを超えるごみ
- ・総重量100kg以下のもの
- ・清掃センターで処理することができるもの
- ・家の外に出されたもの
- ・市の作業員2名で持ち運びができる、収集車両で運搬できるもの

① 収集を申し込む

- 1) 三島市清掃センターに電話又は来所して申し込みをする。
- 2) 住所、氏名、電話番号、粗大ごみの品目と数量を申し出る。
- 3) 収集日と収集場所を約束する。
- 4) 市から納入通知書が送付される。

★ 収集場所は原則、ご自宅の玄関先です。

集合住宅の場合は、1階出入り口付近になります。

★ 収集日は年末年始を除く平日となります。

★ ご自宅の中にある粗大ごみは収集できません。



領収書から収集票を切り離す

② 届いた納入通知書で、手数料を納入する

▼ 収集日の前日までに、指定金融機関で手数料を納入する。

③ 粗大ごみを出す

- 1) 領収書から「粗大ごみ収集通知書兼収集票」を切り離し、粗大ごみに貼る。
- 2) 収集日の朝8時までに約束した収集場所に粗大ごみを出す。

★ 事前に申し込みがない粗大ごみ、収集するもののいずれかに収集票を貼っていない粗大ごみは収集できません。



収集票を貼り付ける

④ 市が粗大ごみを収集する

収集場所に台秤を持参し、重さを量り収集します。

★ 100kgを超える粗大ごみは収集できません。

粗大ごみが複数あり、全体で100kgを超える場合は、100kg以下まで収集します。

注意点

- ・納付していただいた手数料は、原則お返しきれませんので、お間違いの無いよう申し込みをしてください。
- ・収集できる粗大ごみは、家庭で出たものだけです。事業所のものは収集できません。



自宅に使い古しの食用油があるけど、処分に困る・・・

廃食用油の拠点回収をご利用ください！

なぜ拠点回収が必要なの？

- 1 廃食用油をそのまま台所の排水口に流すと、排水管の詰まりや下水道施設の機能低下、河川の水質悪化等の原因になります。
- 2 廃食用油は、凝固剤で固めるなどの処理をした場合、燃えるごみとして処分されますが、**拠点回収した場合、バイオディーゼル燃料としてリサイクルされます。**
- 3 リサイクルされたバイオディーゼル燃料は、植物由来の燃料なので、カーボンニュートラルとなり、地球温暖化の一因とされる二酸化炭素の増加を抑えることができます。

回収場所



●中郷文化プラザ

開館日の 9:00～17:00（月曜休館）
※日曜日と祝日は 9:00～16:00

●北上文化プラザ

開館日の 9:00～17:00（日曜休館）
※祝日は 9:00～16:00

●錦田公民館

開館日の 9:00～17:00（日曜休館）
※祝日は 9:00～16:00

●エコセンター（旧三島測候所）

火曜～金曜日の 13:00～17:00
土曜・日曜日の 9:30～16:30

ペットボトルなどの容器に入れて、
お持ちください！

植物性の食用油
(常温で液体のもの)が対象です！

賞味・消費期限切れの油も回収できます！

回収した廃食用油はどうなるの？

排気ガス中に含まれる硫黄酸化物や黒煙の発生量が少なく、環境に優しい、バイオディーゼル燃料（BDF）と呼ばれる軽油代替燃料にリサイクルされます！

廃食用油

代替燃料を製錬



地球環境に
やさしい燃料

注意点

- てんかす等は取り除いてください。
- 動物性油脂など常温で固化するもの、機械用油などは回収できません。

※廃食用油は、資源ごみ回収団体報奨金の対象品目です。

詳しくは、環境政策課までお問い合わせください。（環境政策課 ☎983-2647）

市内事業者の皆さまへ

事業系ごみの適正区分・適正処理をお願いします！

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、自らの責任において、**産業廃棄物**と**事業系一般廃棄物**に適正に区分し、適正に処理しなければなりません。（廃棄物処理法第3条、三島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第4条）

◆事業者…事業所（個人営業を含む）・商店・飲食店・工場・ホテルなど営利を目的として事業を営む者だけでなく、病院・学校・官公署・社会福祉施設・公民館など公共公益事業を営むものも含まれます。

◆**産業廃棄物**…事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、廃棄物処理法等に基づいて定められた廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくずなどの20種類の廃棄物。

◆**事業系一般廃棄物**…産業廃棄物以外の廃棄物。紙くず（製紙業や出版業など特定の事業活動に伴うものを除く）、天然繊維くず、飲食店等から出る動植物性残渣、木くずなど。

※清掃センターで処理できるごみは事業系一般廃棄物だけです。

少量排出事業者制度をご存じですか？

三島市では、1回のごみ排出量（事業系一般廃棄物に限る）が10kg以下の事業者は、自治会長や町内会長の承認後、市に所定の届出書（※）を提出することで、地域のごみ集積所にごみを排出することができ、市による収集・運搬・処分によりごみを処理することができます。

※三島市のホームページからダウンロードできます。【事業活動に伴う一般廃棄物排出届出書（様式第2号）】

～三島市廃棄物処理対策審議会から答申がありました～

現行の少量排出事業者制度は、制定から20年以上が経過し、廃棄物処理法や市の条例で定める「事業者自らの責任による事業系ごみの適正処理の原則」に即しておらず、また、三島市のごみ処理量が多い一因となり、清掃センターに直接ごみを搬入し手数料を納付している事業者との間で公平性を欠く状況にあるため、今後の制度の在り方について、三島市廃棄物処理対策審議会で約1年間に渡り審議が行われ、平成29年3月27日に市長に対し答申がありました。



答
申
内
容

ごみ処理費用を上乗せした事業者用ごみ袋等での排出を義務づけた上で、地域の集積所にごみを排出できる制度を継続するよう、制度を改正すべきである。

制度改正の時期については、十分な周知活動を行った上で、平成30年4月1日の施行を目指して条例改正等の手続きを進めることが適当である。

【発行者】

〒411-0000 三島市字賀茂之洞 4703番地の94 三島市環境市民部廃棄物対策課（清掃センター）
TEL: 971-8993 FAX: 971-8994 メール: haitai@city.mishima.shizuoka.jp